

大規模事故対策編

第1部 総則

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

- この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、武蔵野市防災会議が作成する計画である。その目的は、市、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、市の地域における大規模な火災、爆発、車両の大規模な衝突事故等のような、通常の事故と異なり、社会的に大きな影響を及ぼす又はその可能性がある大規模な事故災害に係る予防、応急対策及び復旧を実施し、市の地域ならびに住民の生命、身体及び財産を大規模な事故災害から保護することにある。

第2 対象とする大規模事故

- 本計画では、市内での発生が想定される以下の大規模事故を対象とする。
- なお、以下に想定されていないものであっても、大規模事故に類するものについては、この計画を適用する。

- | | | |
|------------------|----------|-------------|
| ・航空機事故 | ・鉄道事故 | ・道路・トンネル災害 |
| ・ガス事故・地下街、地下工事事故 | ・大規模停電事故 | ・大規模断水・水質汚濁 |
| ・NBC災害 | ・危険物等災害 | ・大規模な火災 |

第3 計画の前提

- 自然災害と異なり、発生源が特定された場合は、その施設等管理者との連携が重要となるため、情報収集や連絡体制の構築が必須となる。防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障害者、子ども、外国人などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。

第4 他編との関係

- 本計画では対応できないような大規模又は特異な緊急事態については、地域防災計画 震災編を準用して対処する。

第2節 計画の構成

- この計画は、都及び防災機関が行うべき大規模事故対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

【図表 1-1-1 計画の構成】

構成	主な内容
第1部 総則	○ 市及び防災機関の役割 等
第2部 事故災害対策計画	○ 市、防災関係機関等が行う予防・応急・復旧対策 等

第3節 計画の習熟

- 各防災機関は、平素から危機管理の一環として、大規模事故対策を推進する必要がある。このため、大規模事故に関する施策・事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、大規模事故に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、大規模事故への対応能力を高める。なお、訓練実施にあたっては有害物質の拡散・流出については、国民保護訓練との連携について検討する。

第4節 計画の修正

- この計画には、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
- 修正にあたっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を防災会議に提出する。

第2章 活動体制

第1節 市の活動体制

- 市は、当該区域に大きな火災又は不測の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策の実施に努める。
- 市は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 市長は、市の地域において、本部を設置するに至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その対策に緊急を要すると認めたときは、警戒態勢又は応急対策本部の設置を命ずる。
- その他の市の活動体制については、震災編 第2部 第2章 第1節「武蔵野市災害対策本部の組織・運営」を準用することとし、必要に応じて別途マニュアル等に整理する。

第2節 現地連絡調整所の設置

- 列車の脱線事故や航空機の墜落等の大規模事故により多数の死傷者が発生した場合、災害現場では、被害を最小限にするため、複数の関係機関が制約された時間の中で、相互の役割等を明確に認識し、応急対策活動を実施する必要がある。
- このため、都は災害現場において各機関の情報の共有化、活動の調整等を行い、被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させることを目的として、現地連絡調整所を設置する。
- 現地連絡調整所の運用方法等については、「大規模事故における相互連携マニュアル」等で定める。

第1 現地連絡調整所の設置

- 都は、大規模事故発生時、現地活動機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため、必要があると判断した場合、現地連絡調整所を設置する。
- 現地連絡調整所設置の決定は、都危機管理監がこれを行う。

第2 現地連絡調整所の組織

- 災害現場における関係各機関は、現地連絡調整所に連絡員を派遣する。関係機関には以下のものが考えられる。

- ・都
- ・事故発生地の区市町村
- ・警視庁
- ・消防機関
- ・自衛隊
- ・医師会
- ・日本赤十字社東京都支部
- ・事故当事者機関（鉄道事業者等）
- ・消防団等

第3 連絡調整事項

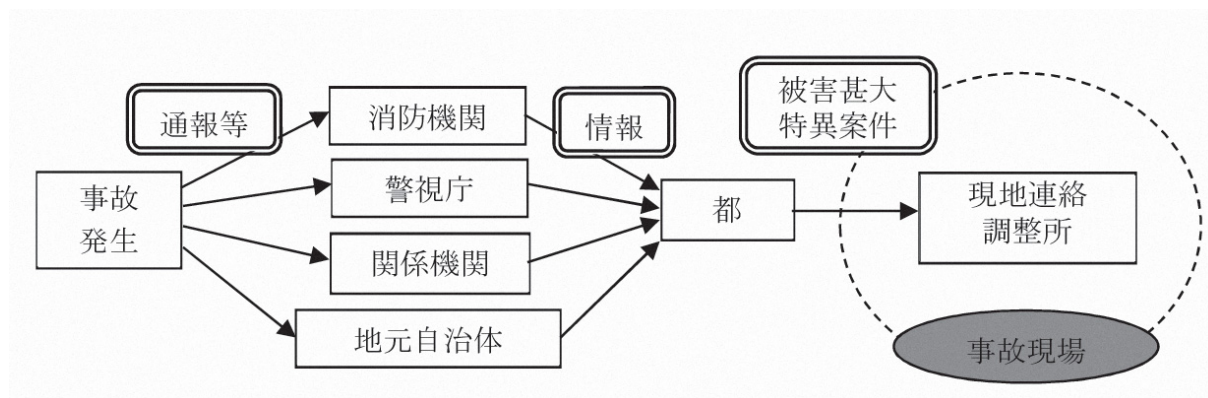
- 現地連絡調整所では、主として以下のような連絡調整等を実施する。

- ・被害状況の把握
- ・災害現場の状況把握
- ・警戒区域の確認
- ・各機関の役割分担、分担区域の確認
- ・各機関の部隊派遣状況及び見込み
- ・被災者等が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整
- ・軽症者の臨時的な移送や医療救護に関する調整
- ・重症者の医療機関への搬送に関する調整（ヘリ搬送含む。）
- ・遺体の搬送及び安置場所等の調整
- ・各機関が発表する広報内容の確認等
- ・民間施設等の使用に関する確認
- ・臨時ヘリポートの設置・運用に関する調整
- ・その他、各機関が必要とする事項

第4 現地連絡調整所要員

- 都は、現地連絡調整所派遣要員として、あらかじめ必要な人員を確保する。
- 都は、現地連絡調整所派遣要員に対し、総合防災訓練などを通じ、当該業務への対応力を常に維持・強化することに努める。
- 災害の規模等により、現地連絡調整所要員が不足する際、都は現在の態勢を勘案した上で、追加の要員を出場させ増強する。

第5 現地連絡調整所の設置のフロー

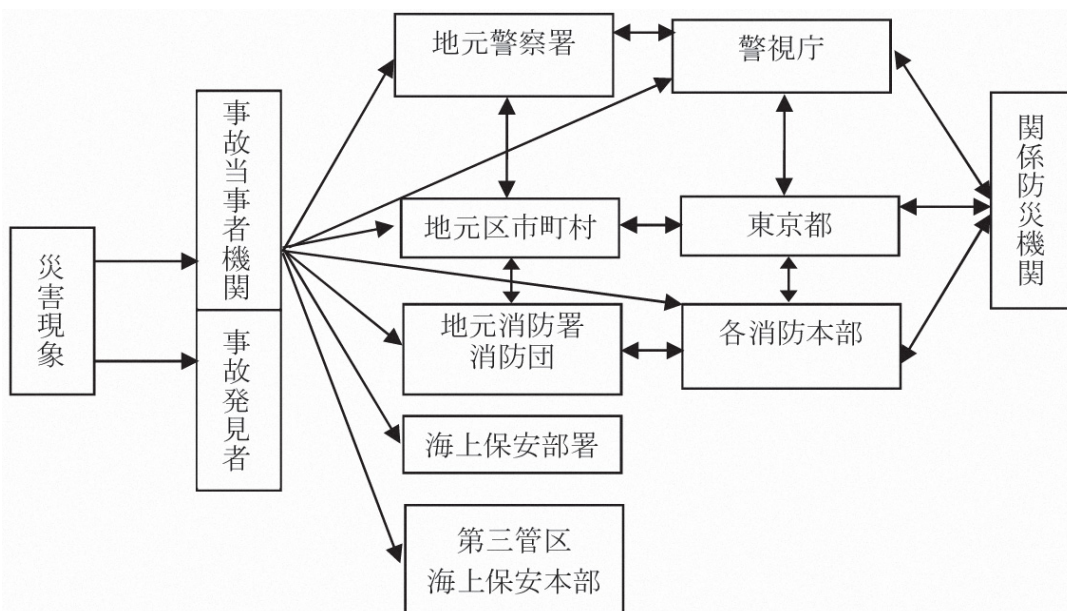


(図出典：都地域防災計画 大規模事故編 第3部 第1章 第8節 5より)

第3節 情報連絡体制

- 事故災害時に各防災機関は、情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。
- 大規模事故等発生の際の災害対策については、事業者、施設管理者等の当事者機関による対応を原則とするが、大規模災害対策として、広域的、総合的な災害応急対策が必要と考えられる場合の情報連絡体制については、次のとおりである。

【図 大規模事故等に係る通報経路図】



(図出典：都地域防災計画 大規模事故編 第3部 第2章 第1節 1 (1)より)

- CBRNE災害等に対しては、関係防災機関との連携を密にし、情報連絡を行う。
- その他の情報の収集・連絡等に関する事項は、震災編 第3部 第5章「情報通信の確保」【応急対策】を準用する。

第2部 事故災害対策計画

第2部 事故災害対策計画

第1章 航空機事故

第1節 応急対策

- 航空機事故の応急対策は次のとおりである。

機 関 名	内 容
都及び 関係防災機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」により関係防災機関は活動を行う。 ○ 事故時の応急措置 <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急連絡通報 <p>航空機事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等） イ 事故発生の日時、場所 ウ 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無 エ その他必要事項 2 現地連絡所等の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。 ・ 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。 ・ この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動体制 <p>東京国際空港外（市街地等）の事故の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。 ○ 活動の協定及び計画 <ul style="list-style-type: none"> 1 東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づき、消火救難活動を実施する（東京空港事務所との協定）。 2 東京国際空港緊急計画に基づき、空港内の救急活動を実施する。

第2部 事故災害対策計画

第2章 鉄道事故

第1節 予防対策

- 列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係機関は次の安全対策を行う。

機 関 名	内 容
JR東日本 吉祥寺駅、三鷹駅、 武蔵境駅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、下記のとおり車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、列車を安全運行できるよう列車の運行にかかわる人員に対して、継続的な安全教育を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 車両や線路などの検査基準及び関係法令等に基づく定期又は随時保守点検を実施する。 2 橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施するとともに、耐震性の確保を図る。 3 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火設備等の保安設備の整備及び改良を推進する。
京王電鉄株式会社 吉祥寺駅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 列車衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全と輸送の確保を図るため、踏切道の立体化を進めているほか、次の保安装置を設置し、事故の未然防止に努めている。 <ol style="list-style-type: none"> 1 列車運行管理システム 2 列車無線装置 3 自動列車停止装置 4 踏切障害物検知装置、踏切支障報知装置
西武鉄道株式会社 武蔵境駅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送の安全確保を図るため、次のとおり保安対策を講じている。 <ol style="list-style-type: none"> 1 踏切の立体化と整理統合及び踏切支障検知・報知装置の設置 2 運行管理システムと自動列車停止装置、自動列車制御装置、列車集中制御装置 3 列車無線装置

第2節 応急対策

○ 鉄道事故の応急対策は次のとおりである。

機 関 名	内 容
JR東日本 吉祥寺駅、三鷹駅、 武蔵境駅	<p>○ 事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧体制を整備していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急処置方法 2 情報の伝達方法 3 事故復旧対策本部の設置方法 4 非常招集の方法 5 救援列車の配備、復旧用具の整備及び使用方法
京王電鉄株式会社 吉祥寺駅	<p>○ 大規模事故が発生した場合は、速やかに事故対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められている、事故連絡体制、動員体制に基づき、人命救助を第一に、被害を最小限に食い止めるよう努める。</p> <p>○ 速やかに事故状況を把握し、最も安全な方法によって、旅客の避難誘導を行い、死傷者がある場合は、迅速に救出するとともに、輸送（代替、振替を含む。）の確立を図る。</p> <p>なお、事故発生時に、復旧の迅速を期するため、平素から応急資機材の整備及び緊急自動車、衛星電話機の配備を行っている。</p>
西武鉄道株式会社 武蔵境駅	<p>○ 事故が発生した場合は、死傷者の救護を最優先に行うとともに、続発事故の防止に万全の措置をとる。</p> <p>○ 救急措置及び復旧については、迅速かつ的確に対処し、必要と認めたときは、本社に「災害対策本部」、事故現場に「現地復旧部」を設置して応急活動にあたる。</p>

第2部 事故災害対策計画

第3章 道路・トンネル災害

第1節 予防対策

- 人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係各機関は次の安全対策を行う。
また、道路管理者、交通管理者一体となった交通安全対策を推進する。

機 関 名	内 容
市	○ 所管する道路について、安全点検や補修、改修を行うなど、平常時から道路の安全確保に努める。
都建設局	○ 都建設局が所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講ずる。 1 定期的な安全点検の実施及び適切な措置 2 事故多発箇所の施設改善 ○ 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、関係機関との緊密な情報連絡体制の確保を行う。 ○ 「道路トンネル非常用施設設置基準」に基づき、延長及び交通量によって区分されるトンネル等級に応じ、通報・警報設備、消火設備等の非常用施設を設置している。
警視庁 第八方面本部 武蔵野警察署	○ 事故多発箇所における表示板等の設置 ○ 交通安全指導の徹底

- トンネル内の事故を防止するため、関係各機関は次の安全対策を行う。

機 関 名	内 容
都建設局	○ 「道路トンネル非常用施設設置基準」に基づき、延長及び交通量によって区分されるトンネル等級に応じ、通報・警報設備、消火設備等の非常用施設を設置している。

第2節 応急対策

- 道路事故の応急対策は次のとおりである。

機 関 名	内 容
市	○ 所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 ○ 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の覚知後、負傷者の受入れ病院の調整や東京DMATの追加支援要請に対応する。
都建設局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都建設局が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関への連絡、調整 2 応急措置の実施 3 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
警視庁 第八方面本部 武蔵野警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に努める。
東京消防庁 武蔵野消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

第2部 事故災害対策計画

第4章 ガス事故・地下街、地下工事故

第1節 予防対策

- 地下街、地下工事現場等におけるガス爆発等の事故を防止するため、関係機関は次の保安対策を講ずる。

第1 地下街

機 関 名	内 容
東京消防庁 第八方面本部 武蔵野消防署	○ 本編 第2部 第9章 第1節 第2 2「地下街・超高層ビルの防火対策」の定めるところによる。
東京ガス グループ	○ 緊急遮断弁、ガス漏れ警報設備の設置 地下街等の特定建築物に対して、緊急遮断弁、ガス漏れ警報設備等の安全設備を設置する。 ○ ガス施設の定期点検 地下街等の導管、ガスメーター、メーターガス栓、緊急遮断弁、その他のガス設備についても定期的に点検を実施している。

第2 地下工事

1 ライフライン施設工事

機 関 名	内 容
都下水道局	○ 安全管理体制 1 事故防止対策の計画立案、発生した事故の原因調査と対策の検討、安全パトロールの実施等を行うため、局発注工事において事故予防対策方針の策定等を行う「事故予防対策会議」及び工事を所管する事務所ごとに「下水道工事故防止対策協議会」を設置するとともに、各事務所において、水再生センター、工事主管係、出張所等による「地区協議会」を設置する。 2 「事故予防対策会議」と「下水道工事故防止対策協議会」の連絡調整を密にし、局内の事故予防対策に迅速かつ一体的に取り組むため、各部（所）の事故予防担当で構成する「事故予防担当者会」を設置する。 3 工事中は、万一の事故に備え、緊急時における連絡先、人員召集及び資機材調達等必要な体制を請負者により整備する。

	<p>4 工事現場が隣接又は同一場所において別途工事がある場合には、請負業者間で安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うための、関係者による工事関係者連絡会議を開催する。</p> <p>○ 安全対策（事故防止対策）</p> <p>1 「労働安全衛生法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」などの法令及び工事仕様書に基づき、安全管理を行う。</p> <p>2 発注意図の理解及び当局と請負者双方の安全意識を統一するため、工事毎に設置する安全施工検討会において、「現場の特殊性」、「危険因子の分析と対応」、「安全状態の確認」等を具体的に検討し、その内容を施工計画に反映させる。</p> <p>3 工事中は安全巡視により、工事区域及びその周辺の監視を行い、安全を確保する。</p> <p>4 工事施工箇所地下埋設物件が予想される場合は、当該物件の位置、深さを調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>5 掘削内に他の埋設物が露出した場合は、関係する管理者と協議し、必要な防護及び表示を行うとともに、工事関係者に工事中の注意事項及び緊急対策を周知する。</p> <p>6 坑内に有毒ガスが発生するおそれがある場合は、労働安全衛生規則に基づき、濃度の判定等を実施し、適切な対策を図る。</p>
<p>東京電力 グループ</p>	<p>○ 安全管理体制</p> <p>1 安全管理組織</p> <p>(1) 本社に安全推進室・内部監査室を設け、各面にわたり安全の確保、推進を図っている。</p> <p>(2) 本社各部、各店所、建設所等に専任の安全品質担当を設け、安全の確保、事故の防止に専念させている。</p> <p>(3) 大規模工事については、送変電建設センターを設置し、集中管理と綿密な事故の防止を図っている。</p> <p>2 現場責任者</p> <p>(1) 担当管理職を責任者にするとともに、工事ごとに担当監理員を選定し、適正円滑な工事の施工と安全の確保にあたらせている。</p> <p>(2) 協力会社に対しては、責任者として現場代理人を届出させるとともに、工事の規模等を勘案して必要と認めたときは、災害の防止に関する一切の事項を管理する災害防止責任者を選定させる。</p> <p>3 社内に「グループ非常災害対策規定」を制定し、緊急時の具体的措置を定め、速やかな初期対応と災害の拡大防止を図るとともに、緊急時の基本連絡ルートを定めている。</p> <p>4 万一事故が発生した場合の応動体制について、次のとおり社内規程・要領・仕様書類を定め、万全を期している。</p>

	<ul style="list-style-type: none">(1) グループ非常災害対策規程(2) 地中送電線路電気工事安全仕様書(3) 土木工事共通仕様書(4) 地中送電設備工事監理マニュアル(5) 配電工事監理業務マニュアル(6) 配電工事仕様書等 <p>○ 安全対策（事故防止対策）</p> <ul style="list-style-type: none">1 各施工工事に係る安全対策<ul style="list-style-type: none">(1) 地中線工事安全仕様書等の内容を協力会社に徹底するとともに、必要に応じ安全計画書を提出させ、安全確保に努力させる。(2) 設計段階で既設の埋設物を調査し安全面に考慮するほか、施工前に試掘を行い、埋設物を確認している。(3) 杭打ち、杭抜き、既埋設物の防護復旧等については、事前に既埋設物の管理者と協議の上、承認された方法で施工するとともに、所有者の立会、確認を求めている。2 他の地下埋設物管理者との協定等<ul style="list-style-type: none">(1) 東京ガスグループとの間に、相互の施設の保安に関する協定を締結している。(2) 地下鉄企業者との間に、号線別の協定を締結している。(3) このほか、他企業との間にも逐次協定の締結を推進していく。3 他の工事との連絡・協調<p>他工事と近接して施工する場合は、計画、設計段階から入念に協議を行い、必要に応じ、相互に工事の受委託も行う。</p><p>また、工事中も定期的な連絡会のほか随時に打合せを行い、安全の確保を図る。</p>4 各種標識、ガス検知器等の設置<p>掘山内に露出した既埋設物については、標示板により種別、所有者を明示するとともに、ガス管対策として、掘山内にガス検知器、ガス漏えい警報機を設置し通報、連絡体制を確立する。</p>5 工事現場の巡回、点検<ul style="list-style-type: none">(1) 監理員による随時の巡回、点検のほか、管理職等のパトロールを実施し、施工の万全を期する。(2) 協力会社の専任災害防止責任者による常時の現場監視のほか、協力会社の監理部門による安全を主とした巡視等を実施させている。6 工事従事者に対する安全教育<ul style="list-style-type: none">(1) 工事規模、内容等に応じ定期的に安全協議会等を主催し、安全意識の徹底を図っている。
--	--

	<p>(2) 協力会社には、安全計画書等に基づき、作業員に浸透するよう定期的に安全講習会を開催させるほか、作業開始前の安全面の確認を実施させている。</p>
<p>東京ガス グループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保安管理体制 <ol style="list-style-type: none"> 1 導管を管理する事業所には、ガス事業法により保安統括者、保安主任者を置いている。 2 工事については、監督者を定めるとともに、現場ごとに責任者を置き、導管に関する工事の実施にあたらせる。 3 非常事態に際しては、直ちに緊急出動し保安措置にあたる。また、災害の程度等に応じ、第1から第3までの特別組織を編成する。 ○ 地下工事の保安対策 <ol style="list-style-type: none"> 1 工事の施工にあたっては、請負者に対し関係法規、許可条件、打合せ事項等を遵守し、標識類、安全柵等の施設を準備するよう指示するとともに、東京ガスグループにおいても管理・監督及び検査を行う。 2 競合工事については、道路調整会議、企業者間の打合せ会議等において、十分な打合せを行い、現場でも相互に連絡を密にし、協議して工事にあたる。 3 緊急時には、ガスライト 24 に連絡し、緊急車等を出動させて、付近住民への広報活動を行う。 4 工事現場に必要な標識類を設置するほか、溶接及び既設管の切断に際しては消火器を準備する。特に既設管の切断にあたっては、ガス検知器により可燃性ガスの検知を行うほか、送風マスクを携行させる。 5 導管工事の安全、適正化のため、請負者の工事の巡回・点検を行い、指示事項が遵守されていない場合は、中止又は改善措置をとる。
<p>NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全管理体制 <ol style="list-style-type: none"> 1 安全管理組織 <p>下記の目的達成のための安全衛生協議会を設け、工事実施上の安全指導を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事従事者全てに関わる労働災害、疾病並びに交通事故を予防する。 (2) 第三者の生命及び財産に対する危険と障害を予防する。 (3) 各種公共施設への損傷と都市災害などの事故・災害を予防する。 (4) 災害発生時の緊急連絡措置、応急復旧体制確立等、二次災害拡大を予防する。 (5) 工事実施の過程で作業環境、機械設備、施設及び作業行動から一切の危険を取り除き、安全で健康的な職場環境を作り出す。 2 現場責任者等の指定 <p>請負業者の現場代理人を工事に関する現場責任者としているほか、安全責任者及び安全専任者を選定し、現場指導を行っている。</p>

○ 安全対策

1 地下埋設管理者との協定等

地下埋設物管理者に対しては工事の都度協議し防護対策を講じている。

2 他の埋設管理者との連絡協調体制

災害時に備え緊急連絡系統図を作成しその中に他の埋設管理者を全て明記し、迅速な情報交換を行う。

また、その系統図には警察、道路管理者、病院、労働基準監督署等も明記し、災害発生に伴う影響を最小限に抑えるための体制を作る。

3 沿道住民等への非常警報装置の設置

(1) 大型とう道工事現場には、工事事務所に携帯用警報装置(サイレン)を常備し、緊急事態発生と同時に警報を伝達する。

(2) この他、携帯用拡声器によっても警報を伝達する。

4 消火器、ガス検知器等の防災用具、各種標識類の設置

(1) 各工事現場に次の器具類を必要に応じて設置する。

- ①CO 検出装置、②可燃性ガス検知器、③無酸素検知器、
- ④消火器、⑤救命具、⑥排水ポンプ、⑦携帯用発電機、
- ⑧保安施設一式、⑨通信ケーブル修理用具

(2) 各工事現場に次の標示・標識等を設置する。

①作業員に周知し注意を喚起する必要がある場所（立入り禁止等）について標示・標識を設置する。

②特定の資機材の置き場を設けた際は、その位置（消火器、危険物等）を明らかにするため標示・標識を設置し注意を喚起する。

5 工事現場の巡回、点検

(1) 請負業者、監督員等の巡回、点検

請負業者が常時行う巡回、点検のほか、NTT も工事マネージャやサブマネージャが随時巡回し、特別の処置が必要と認めたときは、速やかに関係部門に手配し、措置状況を確認する。

(2) 安全衛生協議会によるパトロール

工事の安全対策、工事品質施工状況、交通対策の他、道路管理者との占用協議（許可）条件、警察の指示事項、道路調整協議会における決定事項等の励行状況を巡回、点検する。

(3) 事故防止月間の設定による点検、指導

年2回全請負業者を対象に次の総点検を指導している。

- ①災害防止に関する各社の施策の点検、②工事現場の点検、
- ③安全講習会の実施、
- ④専門の安全管理者による施工現場の安全指導

6 応急用資器材の確保 各現場の応急用資器材については、必要に応じてその都度確保する。

	<p>7 従業者に対する安全教育 各工事の着工前に必要な安全工法や作業について周知するほか、安全品質大会等を開催し、危険予知活動、指差し呼称の指導、過去の事故事例研究等を通して工事関係者全員の安全意識の高揚を図る。</p>
--	---

2 トンネル工事

機 関 名	内 容
都建設局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全管理体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 安全管理組織 「建設局工事安全対策委員会」を設置し、定期的に工事安全パトロールを実施し、安全管理に努める。 2 現場での安全管理組織 受注者に対して、現場組織表及び安全管理組織を作成させる。 また、安全管理計画も作成させる。 3 現場責任者 受注者の現場代理人に、現場における工事の施工に関する指揮をさせる。 4 緊急時の連絡体制 非常事態に備え、緊急時の連絡表を整備して現場作業所に常時掲示させる。 ○ 安全対策（事故防止対策） <ul style="list-style-type: none"> 1 受注者に対して事故防止のため、予定作業に対する危険が予測される災害に対する防止対策、作業間の調整、安全衛生教育の計画、安全大会の行事の開催、作業前打合せの実施などを行うよう徹底させる。 2 保安要員による工事現場の巡回及び点検などを定期的実施する。 3 工事従事者に対する安全教育と異常事態訓練を定期的実施する。 4 関係作業員や近隣住民に対し、異常事態の迅速な通報を行うため、サイレン又は非常ベルなどの警報装置と電話機などの通報装置を設置する（トンネル工事など工種限定）。 5 消火器などの防災用具及び必要な避難用具と各種標識類の設置を行い、その使用方法や避難及び消火などの訓練を実施する。 6 現場付近に応急処置用に必要な資材などを準備するとともに、場所、数量を明示し、定期的確認する。 7 異常出水、ガス爆発などによる危険防止のため、地山の形状、地質、地層の状態など適切な方法で事前に調査及び確認を実施する。 8 工事区域が浸水のおそれがある時は、出水状況などを常に監視し、危険な状況が予想される場合には速やかに、関係作業員を避難させるとともに、緊急時の連絡体制に基づき関係機関に通報する。

3 地下工事(地下埋設物を含む。)の予防査察等

機 関 名	内 容
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管内の国道における地下占用物件の実態把握、道路工事の際の関係占有者の立会要請、占用許可条件の十分な審査、道路工事等の適切な監督等の推進を図る。 ○ 都内の国道の指定区間の管理は、東京国道事務所及び相武国道事務所が担当している。 なお、災害時には、当局においては、道路災害対策規程により、道路災害対策本部及び支部を設置することとしている。
都建設局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の構造保全と機能確保を図るため、常時道路パトロールによる工事現場等の監察を実施する。 ○ 道路占用工事現場の夜間監察を計画的に実施する。
警視庁 第八方面本部 武蔵野警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 掘削を伴う路上工事の道路使用許可（協議）の際には、ガス管等が埋設されている可能性があることを念頭に、事故発生時の措置について指導する。 ○ 地下埋設道路における工事については、随時に工事現場の視察パトロールを行い、許可（協議）条件が守られているか、事故発生の場合の措置等の対策が講じられているかどうかについて調査し、必要な指導取締りを行う。 ○ 地下埋設道路において大規模工事が行われた場合は、関係機関と協力し、住民に対し事故発生時の措置について指導を行う。
東京消防庁 第八方面本部 武蔵野消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地下街工事、地下鉄工事、各種管路の埋設による大規模なずい道工事及び圧気を用いる工事を行う場合は、当該工事関係者に工事概要、設計図書、防火管理等についての資料を提出させ、出火防止、初期消火、避難、救助等必要な対策について指導する。 ○ 上記について、特に必要があると認められるとき又は工事関係者から要請があった場合は、現場確認を行い危険性の排除に努めるとともに、工事現場構内の実態を把握し、災害活動時の障害要因を除去する。

第2節 応急対策

○ ガス事故の応急対策は次のとおりである。

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にするため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 ○ また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 ○ 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。

<p>東京ガス グループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、直ちにガスライト24、並びに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。 ○ 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた組織による。 なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト24では24時間の緊急出動体制を確立している。 ○ 事故時の応急措置 <ol style="list-style-type: none"> 1 消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 (2) ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 (3) 状況に応じ、メーターガス栓、しゃ断装置等によりガスの供給を停止する。 (4) 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 (5) 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。 2 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 3 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。
<p>東京消防庁 第八方面本部 武蔵野消防署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
<p>警視庁 第八方面本部 武蔵野警察署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

第2部 事故災害対策計画

第5章 大規模停電事故

第1節 予防対策

○ 大規模停電の予防対策は次のとおりである。

機 関 名	内 容
東京電力 パワーグリッド	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備構成の多重化 送電線ルートをつまみ網の目状に設置し、災害発生によりどこかのルートが使用できなくなった場合でも他のルートを使って送電できる体制を構築している。 ○ 復旧用資機材の確保等 設備ごとの応急復旧用資機材を各地の資材センター等に確保しているほか、他の電力会社からも復旧用資機材の融通及び要員の応援を受けるなど、災害時に即応できる体制を確立している。

第2節 応急対策

○ 広域に長時間にわたって発生した大規模停電は、電力供給だけではなく、水道、交通、通信等のライフラインに重大な影響を与え、災害対応に支障をもたらすとともに、多くの市民の生活に不安と混乱を招くことを鑑み、大規模停電発生時における防災機関及び事故原因者等には直ちに対策を講じる。

第1 市の活動体制

機 関 名	内 容
災害対策本部	○ 防災関係機関の応急対策に可能な限り協力する。
災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、 災対健康福祉部 医療班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じて停電エリア内に居住する避難行動要支援者名簿への登録者の安否確認を実施する。 ○ 関連機関・医療機関等と連携し、人工呼吸器などの医療機器使用者への対応を行う。
消防団	○ 武蔵野消防署と連携した危険排除、市本部からの要請に伴い広報活動等を行う。
災対都市整備部 道路管理班	○ 信号機や街路灯の滅灯に伴う安全確保を行う。
災対水道部 復旧班	○ 浄水場施設・水源施設等の設備の稼働に異常がないかの確認を行う。異常が発生していた場合には、早期復旧のための適切な措置をとる。給水不能の地域が発生している場合には、応急給水活動を実施する。市単独での応急給水活動が困難な場合には、応援要請を行う。

本部管理部 本部管理班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各班の活動で人員が不足する場合は、庁内で人員を調整する。 ○ 関係機関との連絡体制を構築する。 ○ 防災・安全メール、防災行政無線で被害状況を提供する。
災対総合政策部 秘書広報班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報道機関に対応する。 ○ ツイッター、ホームページ等で被害状況を提供する。 ○ 株式会社エフエムむさしの、株式会社ジェイコム東京 武蔵野・三鷹局に被害情報の放送を依頼する。
災対環境部 下水道管理班	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポンプ所の稼働ができない場合には、状況確認・緊急点検・応急対策を行う。
災対教育部 庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の臨時休校等の措置について検討する。
各施設所管課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の臨時休館等の措置について検討する。

第2 関係機関の活動体制

機 関 名	内 容
東京電力 パワーグリッド	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常態勢の確立 ○ 設備の多重化、送電線や配電線の連携により、事故設備の切離しや他のルートを使った送電の実施 ○ 市への情報提供
東京消防庁 第八方面本部 武蔵野消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模停電により多数の救出・救護事案が発生した場合は、初動態勢の確立及び関係機関との活動開始後の協力態勢を確保し、迅速な救助・救急活動を実施する。
警視庁 第八方面本部 武蔵野警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制、信号停止に伴う車両誘導等を実施し、被害の拡大防止等に努める。
株式会社エフエムむさしの、 株式会社ジェイコム東京 武蔵野・三鷹局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

第2部 事故災害対策計画

第6章 大規模断水・水質汚濁

第1節 応急対策

第1 市の活動体制

機 関 名	内 容
災害対策本部	○ 災対水道部と連携し、状況に応じて災害対策本部を設置し、防災関係機関の応急対策に可能な限り協力する。
災対健康福祉部 避難行動要支援 者対策班	○ 状況に応じて断水エリア内に居住する避難行動要支援者名簿への登録者の安否確認を実施する。
消防団	○ 消防署と連携し、断水時の火災が発生した場合は、防火水槽を活用した消火活動を行う。 ○ 市本部からの要請に伴い広報活動等を行う。
災対都市整備部 道路管理班	○ 事故により所管する道路が被災した場合、またはその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。
災対水道部 復旧班	○ 浄水場施設・水源施設の設備や水質に異常がないか確認をする。 異常原因の調査・切り離し・除去をし、事業継続及び早期の事業復旧を目指す。 給水不能地域が大きい場合には、防災課に報告をする。 給水不能地域への応急給水を実施する。 市単独での応急給水活動が困難な場合には、応援要請をする。
本部管理部 本部管理班	○ 関係機関との連絡体制を構築する。 ○ 安全安心メール、防災行政無線で被害状況を提供する。 ○ 市民からの問い合わせは、災対水道部を案内する。
災対総合政策部 秘書広報班	○ 報道機関に対応する。 ○ ツイッター、ホームページ等で被害状況を提供する。 ○ 株式会社エフエムむさしの、J:COM武蔵野・三鷹に被害情報の放送を依頼する。
災対環境部 下水道管理班	○ 特定事業場において、有害物質又は油を含む下水が下水道管に流出した場合には、下水道法に基づいた応急措置対策、事故状況の届出により、水質事故状況を確認する。 ○ 水質事故が発生した場合には、都下水道局流域下水道本部の連絡体制に基づき、緊急連絡を行う。

災対教育部 庶務班	○ 断水地域内の学校の臨時休校等の措置について検討する。
各施設所管課	○ 断水地域内の施設の臨時休館等の措置について検討する。

第2 関係機関の活動体制

機 関 名	内 容
東京消防庁 第八方面本部 武蔵野消防署	○ 断水時の火災に備え、火災が発生した場合は、防火水槽等を活用した消火活動を実施する。
株式会社エフエムむさしの、 株式会社ジェイコム東京武蔵野・三鷹局	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

第2部 事故災害対策計画

第7章 NBC 災害

第1節 予防対策

- NBC災害等の被害を最小限に留めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理体制の確立が必要である。
- これまで、化学防護部隊（警視庁）及びNBCテロ捜査隊（警視庁）の発足や、特殊災害に対応する消防救助機動部隊及び化学機動中隊（東京消防庁）を配備してきた。
- 都福祉保健局ではCBRNE災害に対し、傷病者の適切な治療の実施と医療施設での二次災害を予防するため、医療機関に除染設備等を引き続き整備する。
- 都総務局では関係防災機関と連絡を密にするとともに、都福祉保健局・都保健所においても、地域関係機関との連絡会を設置するなど初動連絡体制を確保する。
- 市においても初動連絡体制の確保に努める。

機 関 名	内 容
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災体制の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 ○ 各事業者に対し、非常時用資器材、施設の警備措置及び施錠措置等の点検を随時実施させるとともに、自主防犯訓練の実施を督促する。 ○ 化学防護部隊及びNBCテロ捜査隊による関係機関との合同訓練等を実施して災害対応に万全を期している。
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種防護服、測定機器、大型除染設備、テロ災害対応資器材等を整備しCBRNE災害対応の充実強化を図っている。
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都災害拠点病院に対し、NBC災害の被害者の診断等に必要な除染設備等の医療機器の整備を支援している。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況により、所要の部隊（機能）をもって支援を実施する。

第2節 応急対策

- NBC災害等の被害を最小限に留めるため、予防対策で定めた計画に基づき、関係防災機関が連携して応急対策を行う。
- なお、都総務局においては関係防災機関と情報連絡を密に行うとともに、都保健所においても地域関係機関と現地調整所を設置し、関係機関と連携して応急対策を実施する。

第2部 事故災害対策計画

第8章 危険物等災害

第1節 予防対策

- 都では、様々な施設で石油類、高圧ガス等が貯蔵されるとともに、こうした危険物が大量かつ頻繁に輸送されている。これらの様々な施設や輸送を行う車両を保有する関係者等に対して、継続した指導による安全対策が必要となっている。
- このため、都は、危険物等の安全対策として、関係法令に基づく危険物の貯蔵及び輸送に係る規制、取り締まり、指導を実施するとともに、応急用資器材を整備している。

第1 貯蔵施設の安全化

- 都内には、石油、火薬類、高圧ガス等多数の危険物貯蔵所が存在しており、これらの施設で事故が発生した場合、そこで働く従業員はもとより周辺の住民にも大きな影響が及ぶ。
- したがって、危険物施設については、日頃からそれぞれの関係法令等に基づき、規制、指導等を実施し、防災体制の強化を図っていく必要がある。

第2 危険物等の輸送の安全化

- 石油類等の危険物の輸送は、タンクローリーやトラック等による自動車輸送、貨車による鉄道輸送、タンカーによる海上輸送等により行われている。
- 石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の設置義務、消火器の携行義務など種々の規制が行われているが、今後とも、関東東北産業保安監督部、東京消防庁、警視庁、都環境局、都福祉保健局等の関係機関による路上取締りを毎年定期的実施するとともに、危険物積載車両に対し常置場所における立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。
- 輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

第3 応急用資器材の整備

- 危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限に止めるためには、平常時から応急用資器（機）材を整備し、直ちに応急対策を実施することが必要である。

第8章 危険物等災害

第2節 応急対策

第2節 応急対策

- 石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線等の各施設や危険物輸送車両、流出油等の事故災害時に防災機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。
- 市は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第1 石油类等危険物貯蔵施設等の応急活動

- 応急対策は次のとおりである。

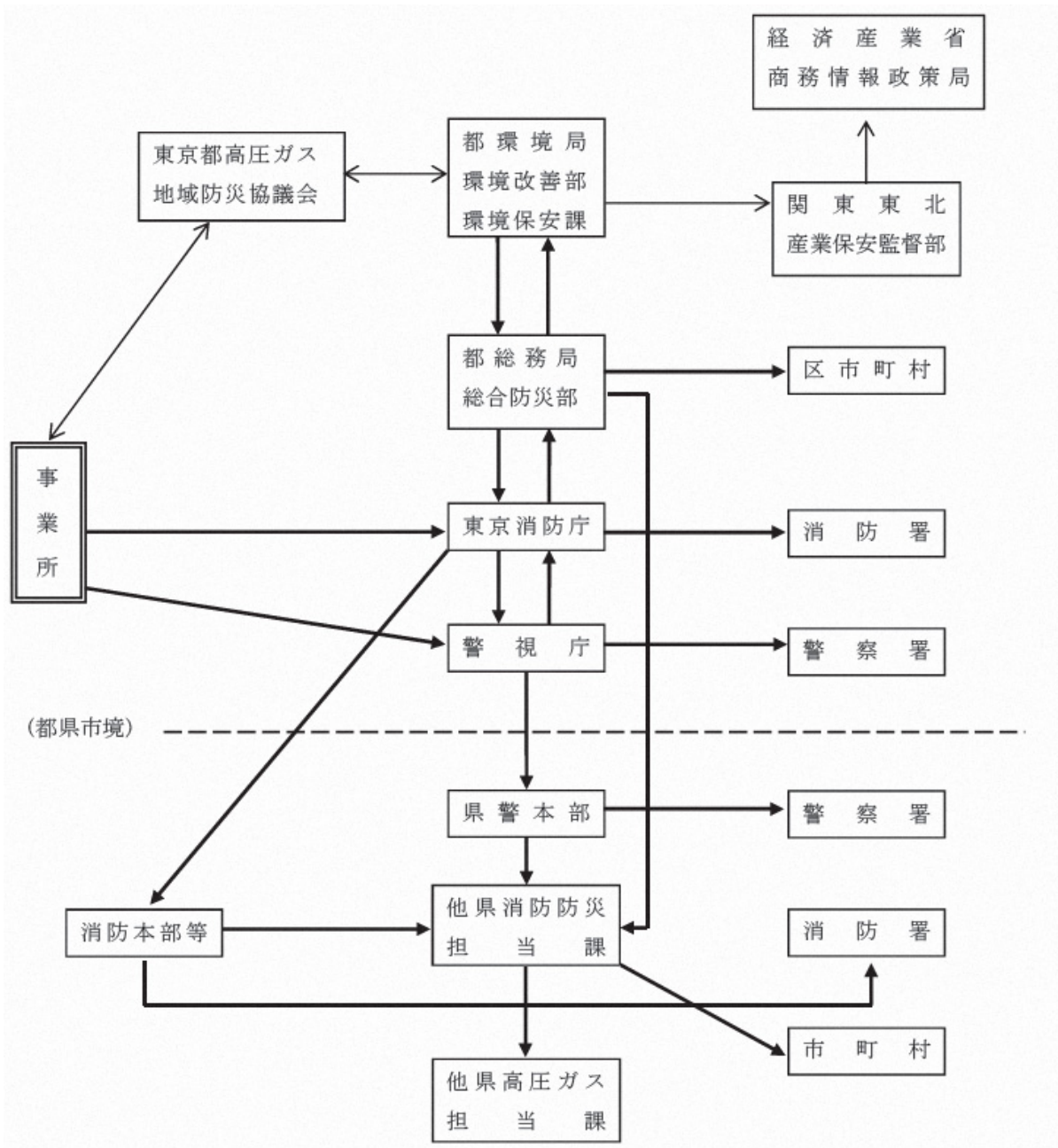
機 関 名	内 容
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none">○ 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 また、これらの施設に対する災害応急対策は、本編 第2部 第9章 第2節「応急活動」に定めるところにより対処する。<ol style="list-style-type: none">1 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策3 災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

第2 高圧ガス保管施設の応急活動

- 高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、当該事業所は防除活動を実施するとともに、被害の拡大を防止するため、関係機関に迅速かつ的確な通報を実施する。
- 安全対策の対象となるガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏洩により隣接する住民に被害を及ぼすおそれのあるガス」（都においては、塩素ガス、アンモニア、酸化エチレン）である。
- 都県間で事故が発生した場合の連絡通報窓口については、平成4年(1992年)10月に隣接都県の合意に基づき定められている。
- 有毒ガス漏えい事故発生時における通報系統、通報内容、各機関の対応措置は次のとおりである。

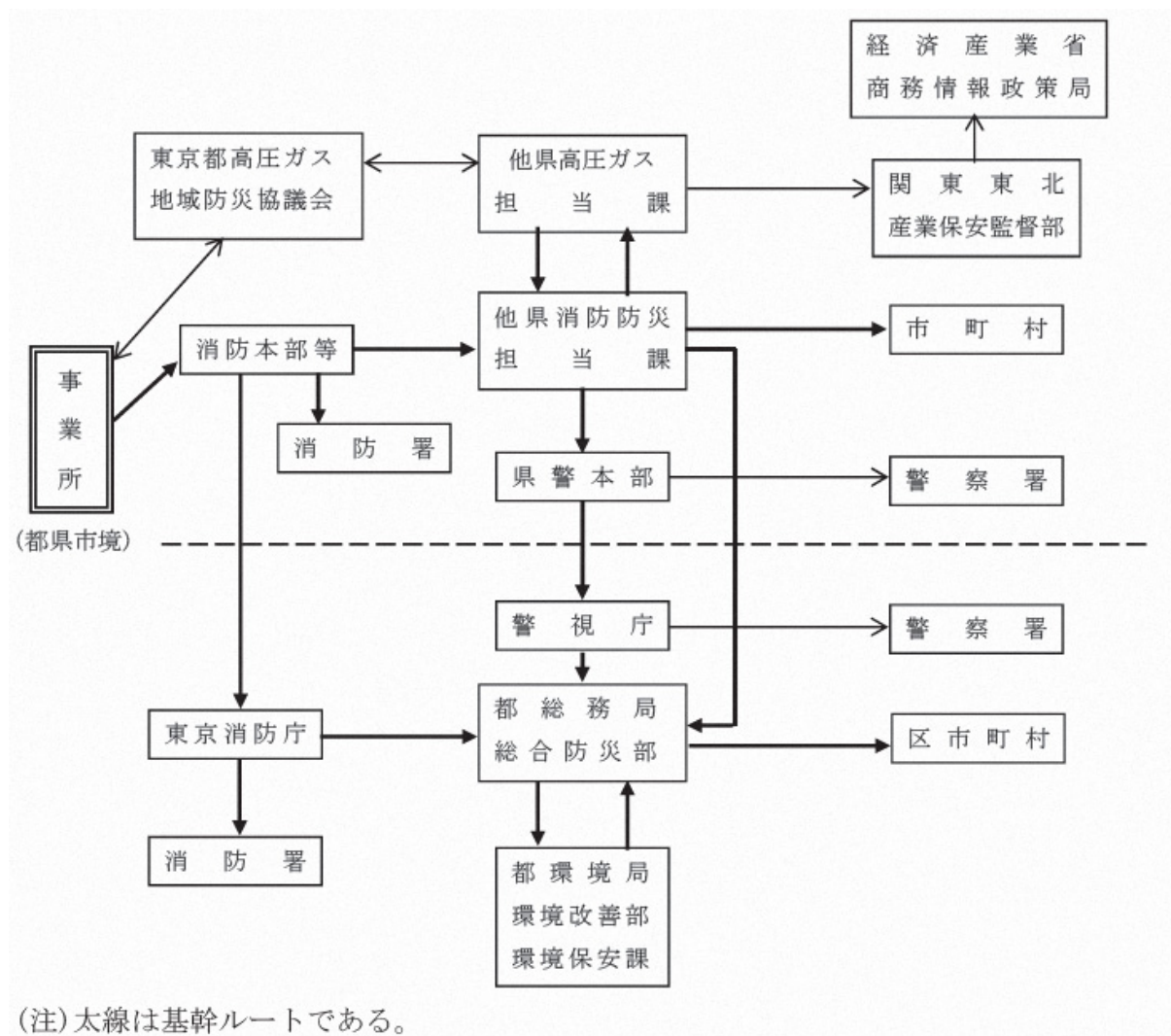
1 高圧ガス漏えい事故発生時の通報系統図

(1) 都において事故が発生した場合



(図出典：都地域防災計画 大規模事故編 第3部 第6章 第2節 1 (1) より)

(2) 隣接県において事故が発生した場合

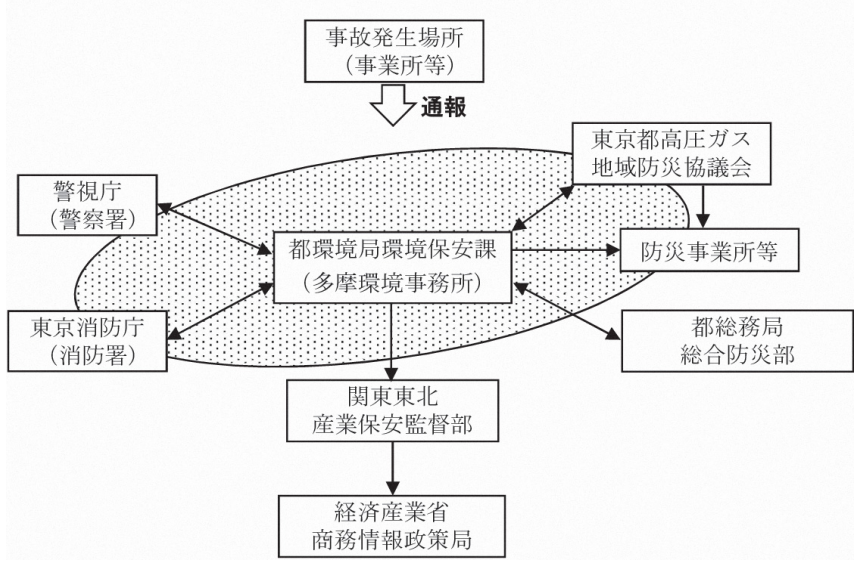


(注)太線は基幹ルートである。

(図出典：都地域防災計画 大規模事故編 第3部 第6章 第2節 1 (2) より)

2 機関別対応措置

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故時において必要に応じ次の措置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 1 住民に対する避難の指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 情報提供 6 関係機関との連絡
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都县市境周辺で漏えい事故が発生した場合においては、前記(1)の「高圧ガス漏えい事故発生時の通報系統」に基づき、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故時における措置 <ul style="list-style-type: none"> 1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。

	<p>2 都環境局は、災害が拡大するおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、災害の拡大防止等を指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故時の緊急出動体制 高圧ガスの事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所と部会ごとに置く準防災事業所が対応する体制を整えている。 防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所等における事故に対し、出動要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は、移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。 ○ 事故時の通報連絡系統  <p>(図出典：都地域防災計画 大規模事故編 第3部 第6章 第2節 2より)</p>
<p>東京消防庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。 ○ 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。 また、これらの施設に対する災害応急対策については、本編 第2部 第9章 第2節「応急活動」により対処する。
<p>警視庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めたとき又は区市町村長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

第8章 危険物等災害

第2節 応急対策

第3 火薬類保管施設の応急活動

機 関 名	内 容
都環境局	<ul style="list-style-type: none">○ 被害が拡大するおそれがある施設を対象に、緊急時における管理上の指揮命令を発する。<ol style="list-style-type: none">1 関係機関には状況に応じた緊急措置等を連絡する。2 事業所には十分な水を確保するよう指導し、水バケツ等の消火施設の強化を指示する。

第4 毒物・劇物取扱施設の応急活動

- 毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の機関別対応措置は次のとおりである。

機 関 名	内 容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none">○ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none">○ 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。○ 関係機関との情報連絡を行う。 また、これらの施設に対する災害応急対策は本編 第2部 第9章 第2節「応急活動」により対処する。
都教育庁	<ul style="list-style-type: none">○ 発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。<ol style="list-style-type: none">1 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知2 出火防止及び初期消火活動3 毒物・劇物等の漏えい、流出等による危険防止4 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止5 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等7 避難場所及び避難方法

第5 放射線使用施設等の応急対策

- 災害や事故、テロ活動などにより、放射性同位元素(RI)又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生、又は発生する可能性がある場合は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告を行う。

原子力規制委員会は、その必要を認めた際、放射性同位元素使用者等に対し放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- 放射性同位元素を使用する病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故、テロ活動等により放射線障害が発生又は発生する可能性がある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報すると共に、放射線障害の防止に努める。

機 関 名	内 容
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ RI等の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう取扱者を指導する。 また、本編 第2部 第9章 第2節「応急活動」により災害応急活動を行うものとする。 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ RI使用病院での被害が発生した場合、その被害状況を的確に把握し、住民に対する被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置、住民の不安の除去等に努める。

第6 危険物輸送車両の応急対策

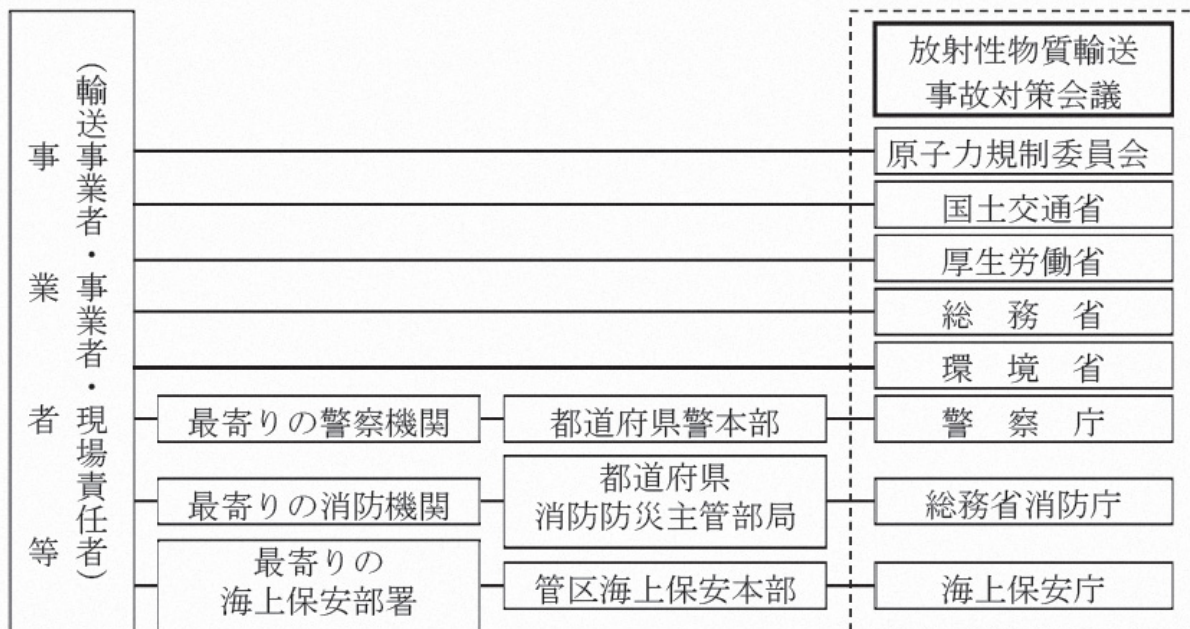
1 高圧ガス等輸送車両の応急対策

機 関 名	内 容
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、これら高圧ガスを輸送する者に対して、次の措置を講ずる。 ○ 一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理者に対し、保安施設、応急資器材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。 ○ 移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所へ移動させる。 ○ 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本編 第2部 第8章 第1節 第2「危険物等の輸送の安全化」に基づき、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害応急対策は、本編 第2部 第9章 第2節「応急活動」により対処するものとする。

2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

- 核燃料物質等の輸送中に、万一事故が発生した場合は、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。

(1) 事故時の連絡体制



(図出典：都地域防災計画 大規模事故編 第3部 第6章 第6節 2より)

(2) 事故時の対応措置

機関名	内容
警視庁	○ 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、原子力事業者等その他の関係機関と協力して、人命救助、交通規制等必要な措置を実施する。
東京消防庁	○ 事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を都総務局総合防災部等に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
都総務局	○ 事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国と連携をとり、専門家の派遣要請など必要な措置を講ずる。
その他 (事業者等)	○ 事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

第2部 事故災害対策計画

第9章 大規模な火災

第1節 予防対策

第1 火災の予防

1 防火思想の普及徹底

(1) 都民に対する防災指導

- ア パンフレット、ポスター、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS 等各種の媒体を用いて、防火思想の普及を図る。
- イ 出火防止、初期消火及び応急救護の要領について教育、訓練を実施し、都民の防火意識と防災行動力の向上を図る。
- ウ 都民防災教育センターを活用し、都民の防火意識と防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所の防火管理及び防災管理指導

- ア 防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における防火管理及び防災管理体制の充実強化を図る。
- イ 統括防火管理者、統括防災管理者、防火管理者、防災管理者、防火管理技能者、火元責任者その他の防火管理及び防災管理業務に従事する者に対して自衛消防に係る指導を行うことにより、事業所の防災行動力を向上させる。

2 火災予防査察

- 消防法第4条又は第16条の5の規定に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

3 市街地等の不燃化

- 市街地の不燃化対策は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地の防災性向上に向け、市街地再開発事業、木造住宅密集地域整備事業等の実施、不燃化特区制度の活用や、都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定及び東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく新たな防火規制（以下「新防火区域」という。）の指定等の建築物の規制、誘導策を通じ、市街地の不燃化など面的な整備を推進してきた。 ○ 都市防災不燃化促進事業により、骨格防災軸等の延焼遮断帯及び避難地・避難路周辺の不燃化を進めており、現在、12区42地区において事業を実施している（令和2年10月1日現在）。 ○ 今後も市街地大火の防止・避難時の安全性確保のため、道路・鉄道・河川・公園等の都市施設整備にあわせ事業等を実施するなど、地域特性

第9章 大規模な火災

第1節 予防対策

	<p>に応じた適切な施策の組み合わせにより市街地の不燃化を進めていく。</p> <p>防火地域等の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市街化区域</th> <th>防火地域</th> <th>準防火地域</th> <th>新防火区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区部</td> <td>58,214 ha</td> <td>13,410.5 ha</td> <td>44,136.1 ha</td> <td>6,770 ha</td> </tr> <tr> <td>多摩</td> <td>49,872 ha</td> <td>1,242.9 ha</td> <td>25,786.9 ha</td> <td>5 ha</td> </tr> <tr> <td>島しょ</td> <td>-</td> <td>3.8 ha</td> <td>98.9 ha</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					区分	市街化区域	防火地域	準防火地域	新防火区域	区部	58,214 ha	13,410.5 ha	44,136.1 ha	6,770 ha	多摩	49,872 ha	1,242.9 ha	25,786.9 ha	5 ha	島しょ	-	3.8 ha	98.9 ha	-
区分	市街化区域	防火地域	準防火地域	新防火区域																					
区部	58,214 ha	13,410.5 ha	44,136.1 ha	6,770 ha																					
多摩	49,872 ha	1,242.9 ha	25,786.9 ha	5 ha																					
島しょ	-	3.8 ha	98.9 ha	-																					
東京消防庁	<p>○ 建築物の新築又は増改築等に係る消防同意事務等において不燃化の指導を行う。</p>																								

第2 建築物等の防火対策

- 火災から建築物を保護し、被害の軽減を図るためには、関係機関が相互に連携を密にし、その有する機能を発揮して対策を図っていく必要がある。
- 本節では、一般建築物、地下街、超高層ビル及び文化財の保護対策について定める。

1 一般建築物等の防火対策

機 関 名	内 容
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の位置、構造、設備は、建築基準法関係法令及び建築安全条例に基づきそれぞれ定められた技術上の基準に適合した状態で施工及び維持するよう指導する。 ○ 建築物に対し、法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導にあたるとともに、防災上の見地から必要な指導を行う。
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の現況 東京消防庁管内の用途別対象物の総数は、令和元年(2019年)12月31日現在423,209棟である。 ○ 指導方針 <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の位置、構造及び設備は建築基準法関係法令、消防用設備等は消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持管理するよう指導する。 2 建築物に対し、本章 第1節 第1 2「火災予防査察」による火災予防査察を実施する。 3 火災の発生を受けて消防法、建築基準法及び火災予防条例の改正が行われた場合に、それぞれ定められた基準に適合させるなど、防火上の観点から必要な指導を行う。

2 地下街・超高層ビルの防火対策

機 関 名	内 容
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地下街 地下街については、その特性に配慮し、消防法、建築基準法、道路法及び建築安全条例などの関係法令に基づき、それぞれ定められた基準に適合させるなど、防災上の観点から必要な指導を行う。 ○ 超高層ビル 超高層ビルを新築する場合は、建築基準法関係法令及び建築安全条例に基づき指導を行う。 また、防災上の観点から総合的に建築主や設計者等に対し、指導を行う。
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導方針 人命危険を考慮し、出火防止、初期消火及び避難計画等について防災対策の強化を図るとともに、内装及び収容物の不燃化を徹底し、出火防止及び延焼拡大防止を図るよう指導する。 また、超高層建築物等において火災等の災害が発生した場合、消防活動の困難性が予想されることから、屋上に航空消防活動を確保するための緊急離発着場等の設置指導を行う。さらに、この種の対象物の立入検査にあたっては、本章 第1節 第1 2「火災予防査察」によるほか、避難対策及び火気管理等を重点にその特性に応じた指導を行う。 ○ 防火管理及び防災管理の充実強化 地下街、超高層ビルの特性に応じた実効性のある訓練の実施、防火施設・避難施設の適正な維持管理、実態に即した消防計画の樹立等、防火管理及び防災管理業務の執行体制の充実強化について指導する。 また、災害の発生時において、情報連絡、避難誘導、初期消火等の災害活動が効果的に行われるよう、自衛消防隊の活動能力の向上を図るとともに、防災センターの機能の充実、さらに、ガスの漏洩による災害を防止するため、関係施設・設備の点検・整備及び初動措置について必要な指導を行う。

3 文化財の防火対策

機 関 名	内 容
都教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財施設の現況 文化財としての建造物は、国指定文化財として国宝が2施設、重要文化財が83施設あり、また、都指定文化財としては、63施設ある（令和2年(2020年)10月1日現在）。 ○ 事業計画 <ul style="list-style-type: none"> 1 全般計画 <ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財が貴重な国民的遺産であることを周知徹底させるための措

第9章 大規模な火災

第2節 応急活動

	<p>置を講じる。</p> <p>(2) 常に自衛消防組織の維持に努めるため、防災訓練等を実施するほか、災害予防に関して関係機関と密接な連絡を図るよう指導する。</p> <p>2 実施計画</p> <p>毎年1月26日を「文化財防火デー」として、学校教育、社会教育を通じて、文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を深める。</p>
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none">○ 消防用設備等の適正な維持管理の指導、災害時の活動体制の確立の指導及び施設内外における火気取扱の規制等所要の指導を行う。○ 毎年、1月26日を「文化財防火デー」として、文化財における消防演習やポスター等を活用した広報及び立入検査等を実施し、文化財の火災予防に関する認識の高揚を図る。

第2節 応急活動

第1 活動方針

1 市

- 市は、地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、及びこれらの災害による被害の軽減を図るため、関係機関との連携の下に消防活動を実施する。

2 東京消防庁

- 大規模な事故等が発生した場合において、それらの事象から生命、身体及び財産を保護するため、関係機関と連携の下、東京消防庁の機能を十分に発揮して消防部隊等を運用し、災害等による被害の軽減を図るとともに、人命救助及び救急活動を実施する。

第2 活動態勢

- 活動態勢について市の消防機関は、常時、火災その他の災害に即応できる態勢を確保しておかなければならない。本項においては、東京消防庁の本部の編成、部隊の運用について定める。

1 本部の構成

- 東京消防庁に災害活動組織の総括として警防本部を、消防方面本部ごとに方面隊本部を、消防署ごとに署隊本部を置く。

2 部隊の運用等

- 武蔵野消防署は、管内における地下街及び高層ビル等における火災に対しては、個別に計画を作成し、計画に応じて特別消火中隊などを運用するとともに、災害の様相及び規模により各種消防部隊を応援要請し、火災等に対処している。